

墨田区立学校施設使用条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由及び概要

墨田区立学校施設の使用状況等を踏まえ、受益者負担の適正化を図るほか、1時間単位での「時間貸し」から、時間区分で使用する「区分貸し」に変更することに伴い、使用料の上限額及び使用時間の区分を次のように改正する。

区 分		使用料					
		午 前	午後1	午後2	午後3	夜間1	夜間2
		午前9時から 正午まで	正午から午後 3時まで	午後3時から 午後6時まで	午後4時から 午後6時まで	午後6時から 午後9時まで	午後7時から 午後9時まで
屋内運動場		990円	990円	990円	660円	1,560円	1,040円
教室（1教室につき）		240円	240円	240円	160円	510円	340円
校庭		600円	600円	600円	400円	1,020円	680円
集会 施設	大	3,060円	3,060円	3,060円	2,040円	3,480円	2,320円
	小	600円	600円	600円	400円	690円	460円
柔道場		1,320円	1,320円	1,320円	880円	1,680円	1,120円
剣道場		1,320円	1,320円	1,320円	880円	1,680円	1,120円

別表に備考を設け「午後3」及び「夜間2」については、土曜日、日曜日又は休日になるときは、適用しないこととする。また、教育委員会が特に必要と認めた施設については、午後9時から午後10時まで施設を使用できることとし、使用時間に応じた使用料を設定する。

2 施行期日

令和4年6月1日